

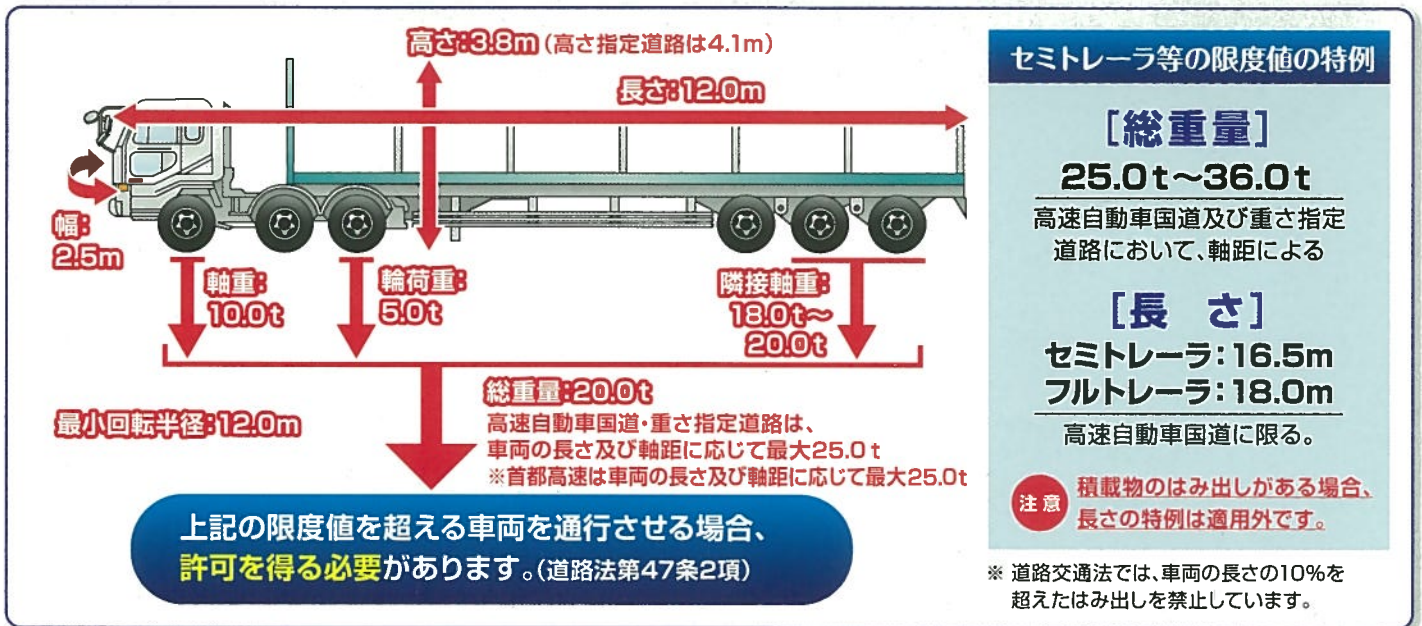
高速道路をご利用のお客様へ

道路法(車両制限令)遵守のお願い



高速道路を守るため、(独)日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路6会社では相互に連携・協力し、車両制限令違反車両に対する指導取締りを強化しています。

道路は一定の構造基準により造られており、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの限度値を以下のとおり定めています。(道路法47条1項、車両制限令第3条)



車両制限令違反は未然に防ぐことができます

許可証をお持ちの場合

積荷の情報(重量・寸法・形状など)の事前確認

- ①事前に積荷の情報を把握し、積荷に見合った車両を選択しましょう。
- ②重量が超過する場合、積荷を分割するなどの重量軽減措置を行いましょう。
- ③許可値を超過すると、法令違反になることを依頼者へ伝えましょう。

許可証をお持ちでない場合

まず、許可証の申請をしましょう。

特殊な車両を通行させようとするときは、道路管理者が発行する許可証が必要です。お近くの窓口またはオンラインにての申請をお願いします。

※その際、積荷の情報(予定)を十分確認して申請してください。

申請窓口、オンライン申請に関する詳細、その他特殊車両に関する事項は、国土交通省 関東地方整備局HP(<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>)をご参照下さい。

限度値を超える車両を通行させた場合、**道路法違反**となります

措置命令処分

道路管理者が、現地で許可なく又は許可条件に反して特殊車両を通行させたことを確認した場合、道路法47条3の規定に基づき、違反者に対して、**高速道路からの退出を命じる措置命令(行政処分)**を科しますが、悪質な違反である場合は、道路構造物への負荷軽減及び交通事故防止の観点から、**積荷の軽減措置**や通行許可を取得するまでの間の**通行の中止**を命じることもあります。

積荷の軽減措置



違反を繰り返した場合

是正指導に応じない場合又は繰り返し是正指導を行っても改善状況が確認されない場合は、是正指導内容等をHPで公表します。



- ※ 警告：運行会社等あてに文書で指導。
- ※ 是正指導：高速道路会社にて対面で指導。違反行為を繰り返した状況についても実施。

是正指導内容等をHPで公表

● 荷主の方へ

車両の積載重量が、走行できる重量とは限りません。積み込み前に急に荷物量を増やすなど、違法な運行につながるような依頼はしないでください。

あなたの行動があなたの会社だけでなく、運送事業者と運転者を守ります。

● 運送事業者の方へ

特殊車両通行許可や制限外許可など必要な許可をしっかりと取得した上で、違法な通行とならないか自ら確認し、適正に走行してください。あなたの遵法精神があなたの会社と社員、運転者を守ります。

● 運転者の方へ

「安全第一」で運転してください。許可証を携帯し、経路、通行条件を自ら確認し、違法な通行とならないように走行してください。

出発前チェックリスト

許可を受けて通行する際は、運転前に、右記の項目をチェックしてください。

- 車両(積荷含む)の長さ・高さなどは、**許可値**をこえていませんか？
- 許可証を提示出来るように**携帯**していますか？(許可証は写しでも可)
- 許可証の**期限**は切れていませんか？
- 通行予定経路は**許可証の経路**にありますか？
- 通行予定経路の**道路の状況**(規制情報など)は確認しましたか？
- 徐行や誘導車等の条件**がある場合には、必要な措置をとっていますか？
- 指定通行時間内**に通行する計画になっていますか？

※万が一、事故の時には直ちに応急措置をとり、道路管理者に報告してください。